



Title	中井履軒手稿『辨妄』
Author(s)	小堀, 一正; 山中, 浩之
Citation	懐徳. 1983, 52, p. 83-93
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90617
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

資料報告 中井履軒手稿『辨妄』

小堀 一 正

山 中 浩 之

懷徳堂についての文献史料は全体として膨大な量にのぼる。史料は大別して記録文書類と著述稿本類に分けられる。その内、学校運営に関わる記録文書類は廃校後散佚したものも多いが、現存する基本史料の多くについては、かつて本誌に「懷徳堂旧記」と題して翻刻掲載せられた(『懷徳』第十一号〜第十四号・昭和九年〜十一年)。

他方、懷徳堂関係学者の著述類については、懷徳堂記念会によって『懷徳堂遺書』(明治四十四年)として主要稿本類が出版され、その他の代表的著述類については『日本経済叢書』(大正四年)、『日本儒林叢書』(昭和二〜三年)、『日本名家四書註釈全書』(昭和三〜五年)、『日本随筆大成』(昭和二年)などにおいて一部が活字化されてきた。しかし、記録文書類・著述稿本類ともに

遺存する量からすると部分的にすぎない。とくにそのことは著述稿本類について著しい。半世紀ほどにもわたって基礎的文献の紹介がなされてこなかったのである。それには種々の理由が考えられよう。

しかし、今また大阪の学問文化の伝統を顧み、さらに近世日本の学問教育のあり方を考えようとするとき、懷徳堂はあらためて見直さるべき極めて重要な位置を占める。懷徳堂を新たな研究の俎上に上せるためには、新たな資料の発掘を伴わねばならないだろう。私たちはさきにそのような稿本類・史料類を用いて、ささやかながら竹山・履軒の伝記や思想を明らかにしようとした。(『中井竹山・中井履軒』昭和五十五年、明德出版社)。しかしまだその活用は一端にとどまっており、今後多くの関

心をもつ人々によつて活用されることをのぞんでいる。そのための一助として私たちはかつて本誌が行なつたように、一部ずつではあるが資料報告を逐次掲載してゆきたいと思つている。そしていずれば、文献・資料が総合的に編集・刊行されることを願つている。

さて、今回翻刻紹介しようとするものは、大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵・中井履軒手稿『辨妄』一冊である。この書は履軒の日本古代史に対する見方を、国学者への批判を通してのべたもので極めてユニークな歴史観を示したものであると考えられる。内容は大きく三つの部分に分けられる。(一)は古代史を中心とした時代区分論であり、(二)は国学者の古代史観に対する批判、(三)は神道者国学者の神国観を批判する「神国説」と題する部分である。途中で切れている部分もあり、必しも完全な体裁を成したものはいえないが、改稿の跡もほとんどなく、論旨にも矛盾はなく、ほぼ確立した考えを整理した形で示しているものとみてよい(詳しい内容については前掲書拙稿参照)。

ところで実はこの書は履軒手稿とされているにもかかわらず、履軒著述であることを直接明示する記載が欠けている。懷徳堂文庫における分類整理において履軒手稿

とされているのみである。といつてもそれは恣意的判断でそうなされているのではない。もともとこの書は懷徳堂中井家に伝存し、明治二年懷徳堂廢校後は、中井履軒の子孫中井木菟麻呂氏によって慎重に保存されてきたものの一つであった。つまりそうした伝来において履軒手稿であることは確定されていたものである。同氏はすでに明治二十五年刊『百首贅々』巻末の「水哉館遺編書目」の中にこの書を履軒著述の一としてあげられている。それはただに伝来のあり方ばかりでなく、木菟麻呂氏自身が履軒手稿の内容・書体を読みぬいてきた眼識がそう確定させてもいたであらう。そういうことで、この書を履軒手稿と割切つて考えていってよいのであるが、実はここに一つ検討しておくべき問題がある。

それは『国書総目録』にはこの懷徳堂文庫本を漏らししており、この書については宮内庁書陵部蔵の写本一本を記すのみで、しかもその著者名は「中井竹山」と記されていることである。これは、どちらでも本質的な違いはないとして軽視できる問題ではもちろんない。中井履軒と中井竹山とははつきり異なつた個性であり学者であつた。それはどちらかに確定されねばならない。

そこで宮内庁書陵部蔵本を検してみるに、内容はまっ

たく懐徳堂本と同一である。字体や送り仮名程度の異同があるにすぎない。三つに分かれる各部における、平仮名交り文、片仮名交り文の書き分け方も同じである。また懐徳堂本で欄外に書かれている箇所が一箇所あるが、書陵部本ではそれはすでに本文の中に組みこまれていゝる。あるいは、書陵部本では、意味不明の一語句について「原本ノマ、」と注しているが、懐徳堂本ではもちろん注記などなく自然に書かれている。書陵部本では写し誤りの訂正がわずかにあるが、懐徳堂本にはそれはまったくなく、書きかけた文章を消した箇所が一箇所ある。

もちろん書陵部本ではその部分はなくなっている。これら書き方の点からみても、懐徳堂本が手稿の体裁をもっており、書陵部本は、それを筆写したものであることを物語っている。(但、筆写者名は記されていない。)

さて懐徳堂本がたしかに手稿原本であるとして、それは果して履軒のものかとみてよいのであろうか。あるいは竹山のものなのであろうか。書体は履軒の手であるとしてよいものである。しかし書体というものがかなり主観的要素を含むものであり、また弟子の中に履軒の書体を模倣しうる者がいたという事情も考えるなら、それが決め手にはなりえないかもしれない。しかも書陵部蔵本に

は題簽および内表紙の表題右側に「中井竹山述」とはつきり書かれている。しかし、それは実見すれば明らかに本文の筆写とは別筆であることがわかるものである。著者名のもととなかったこの写本に、後に誰かが書き加えたものであることが明らかなのである。

ではなぜ「中井竹山述」と書き加えたのか。その理由ははつきりしない。竹山述であることを積極的に語るものはこの書そのものにはなにもない。この書陵部蔵本はもともと鷹司家城南館所蔵本であった(一丁表蔵書印)。

竹山の妻は鷹司家領京都川嶋村の革嶋家からきており、その妻の弟革嶋左門は懐徳堂に寄宿して学び、その後鷹司家に奉仕した。このことから推測するに、この写本は筆写者が記されず、左門かどうかはわからないが、おそらくこのような関係の中で筆写されて鷹司家に入ったものであろう。その間、また誰かによって、左門の師であり、革嶋家の後見役であった中井竹山が著述者とされたのではなからうか。「中井竹山述」という付加は、このような関係を知るものが推測で記したものであろうと考えられるのである。すなわち、この「中井竹山述」というのは、筆写者自身による記述ではなく、第三者による推測によるもので、甚だ根拠薄弱で心もとないものなの

である。誤まつた付加であると考えられる。

さてそれではこの書は、履軒著述であることを積極的
にいろいろのかとということである。手稿本に直接明示す
る記載はない。しかし履軒の著述にはむしる署名がない
ものが多いのである。またやはり伝来のあり方、書体な
どからみてそれは竹山のものであるよりは、履軒手稿で
あることへと導かれる。さらにこの書の卷末に森列峰と
菅猪戸の評語が付けられているが、この二者による評語
は、他の履軒著述の卷末などに時々みられるものである
(たとえば『弊帚季編』)。このこともこの書が履軒著述
であることを語っている。

すなわち以上の外的形式的なあり方だけからいって
も、「竹山述」は否定されるべきであり、この懷徳堂本
は履軒手稿であると考定しうるものである。そして実
は、内容上からもこのことが確認されうると考えられ
る。しかしここではその点について述べる余裕がない。
その点および、本書に記載のない成立年時の問題につ
いては別稿を予定したいと思う。

ともあれ書陵部蔵写本に基く『国書総目録』の著者名
記載は「中井竹山」ではなく「中井履軒」と訂正されね
ばならないだろう。この書は、今まで『通語』で代表さ

れていた履軒の歴史観について、大きな変化発展のあつ
たことを新たに示すものであり、またそのみにとどま
らず、懷徳堂学派の歴史観として注目すべき内容をもつ
ものであると考え、ここに報告する次第である。

この懷徳堂文庫蔵中井履軒手稿『辨妄』一冊の書誌的
体裁は、袋綴一冊、全十五丁、縦二十四・八厘、横十
六・七厘で、表紙左肩に「辨妄」と題す、本文は毎半葉
九行の野紙を用いるが、一行の字数は不定である。

翻刻にあたっては、原本の体裁をできるかぎりとはどめ
ることに努めたが、閲読の便を考え、次のような処置を
適宜施した。(一)句読点を適宜設けた、(二)字体については
原本の字体をできるかぎりとはどめたが、変体仮名・異体
字については原則的に現行字体に改めた。ただし「ノ」
は「シテ」としたが、「一」(事)「E」(トモ)など当
時の慣用字句についてはそのままにしたところもある。

(付記) 宮内庁書陵部所蔵『辨妄』(写本一冊)の閲
覧については、米田雄介氏の御世話に預った。記してお
礼申し上げます。

(小堀一正・守口北高等学校教諭)

(山中浩之・大谷女子大学講師)

辨妄

神武紀曰自天祖降誕逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲

コノ年數ノ間ヲ太古ノ紀ト稱スヘシ

コノ年數ヲ畧シテ二百萬歲ト云テ可也、百八十萬ニテモヨシ、カ、ル大數ニハ奇零ヲ數ルニ及バズ、漢ノ三皇、年數ハ奇零合配屬ノ數術アル故也例ベカラズ。

コノ間ヲ地神五代ト云傳ヘタリ、アマリニ代數ノ少キ一也。

コノ間ハ漢ノ三皇ノ代ニ比スヘキニヤ、但天下ノ經理ハイマタ出來ザレバ帝王ノ業ナシ、名號モナシ、此ハスコシ當ラヌ所ナリ。

三皇紀ニ春秋緯ヲ引テ、自開闢至于獲麟凡三百二十七萬六千歲トイヘル文ニ依倣シテ我マケジノ心ニテ言始メタル數ニゾアラン。

又云天皇氏十二世各一萬九千歲、地皇氏十一世各一萬八千歲、人皇氏五十世合四萬五千六百歲、コノ下又五龍氏燧人氏等十七號アリ、上ノ三皇ヲ合セテ蓋數百世ト云、カ、ル世數ナラデハ三百餘萬ノ年數ニハ相應セズ、此ニテハ二百萬歲ヲタゞ五代トス、甚不相應ノ數ノミ、至ラ拙キ一也。モトヨリ同ク虛誕ナレド其虛誕ニモ巧拙アルゾカシ。

コノ間ノ人民ハ獸ノ山ニ在鳥ノ林ニ在、魚ノ水ニ在、蟲ノ野ニ在カ如シ。

小ノ肉ハ大ノ食トテ、ソノ中ノ彊大ノ者ハ弱小ヲ殺シテ食フ。是ヲサバヘナスアラフル神ト稱スル也。二萬歲ノ間ニコ

ノ惡神ヲ誅滅シテ萬民ヲ救フホドノ天孫ハ無リシニヤ、然ハ天孫トテモ拙クマシクケン、カノ神祕ト云フヲ知ザル身ニテハ如何トモ定メガタシ。

コノ間ハ傳説モ至テ少、コノ二萬歲ノ上ニ天神ノ時ヲ併セテ神代卷ハタゞ一冊アリ此ニテモ知ベシ。

書紀ニ據ニ神武ヨリ應神ノ初マテ千歲實數ハ七十年不足。

コノ間ヲ人皇ノ初紀ト稱スベシ。

コノ間ハ荒鴻ノ世ナリ、漢ノ伏羲神農黃帝顓頊等ノ世ニ比スベキカ。

コノ間ノ一ハ文字無レハ皆人間ノ傳説ノミニテ虛誕ハ半ニ過ベシ。日本紀ハソノ傳説ヲ文字ニ載タルナリ、別ニ證據ハ無ルベシ。

コノ間ノ人民ハ顛蒙ニテ巧詐ナシ、老聃ノ好ムヘキ所ナレモソノ實ハ愚昧ノミ、不善ヲ作テモソノ不善ヲ知ザレバ人ニ隠ス一ナシ、神學者ハコノ愚昧ヲ指テ直ナリ清ナリト崇ブナルベシ、今肅慎ノ地ノ内ニテ蝦夷ト名付ルモノ、ソノ民愚昧ニシテ巧詐ナシ、亦自風習アリテ諸事格法アルガ如シ、スベテハコノ荒鴻ノ姿ナリ、神學者是ヲ好ムナラバ肅慎ニ入テ住民シタルゾヨキ、今ノ世ノ政ニテハ定メテ願望ノ如ク免許アルベシ。

應神ヨリ推古ノ初マテ三百歲實數ハ三十四年アマル。

コノ間ヲ人皇ノ第二紀ト稱スベシ。

コノ間ハ文字出來テ記錄モ畧サダカナリ、文化モ漸開ルヤウナレトナラ荒鴻ヲ離レズ。

推古ヨリ後鳥羽マテ六百歳實數ハ九年不足。

是ヲ人皇ノ第三紀ト稱スベシ。

推古十六年始テ遺隋使ヲ立玉フ、又二十年ヲ經テ舒明天皇元年遣唐使ヲ立玉フ、是ヨリ漢土ノ法入來テ文物盛ニナレリ、然ルニコノ盛ト云モ隋唐ノ禮樂制度刑政ヲ移シタルノミ、眞ノ先王ノ禮樂刑政ハ彼土ニモハヤク絶タリ、此邦ニ來ベキヤウナシ、故ニ專學ヒ修ルハ後世ノ禮樂制度刑政ノミ、孔子ノ教ハ影響ノミニテ紙上ノ談ナリ、故ニ儒教入來トハ云カダシ、又コノ前欽明・敏達・用明ノ御世ヨリ佛法ハヤク入來テコノ比ヨリ益盛ニナレバカタク、以テ儒教ノ行ハレヌハソノ管ノ一也、世ニ王法ト稱スルハ隋唐以來ノ制度刑政ヲ倣ヒタルモノ也、コノ邦ニテ少シ取合ハアルベケレド大抵カハルナシ、孔子ノ教トハ大ニ異ナリ。

神學者ハ皆文盲ナレハ凡唐土ヨリ入來ル禮樂制度刑政ハ皆儒教也、孔孟ノ法也ト思ヘリ、世ニ隨テサアラヌ^{以下凡律令ト名}ヲ知ズ、凡隋唐ノ刑政ハ大抵ハ申韓刑名ノ術ナリ^{漢以下凡律令ト名付ルモノ皆然リ}。

神學者ハ刑名ノ慘刻ヲ憎テ此ヲ儒教トテ非スル也、遂ニ此ヲ以テ孔孟ヲ誦ルハ^圖圖吞椒トイフベシ、其言ニ儒教ハ表ニハ美言ヲ吐テ底ニキタナキ心アリトイヘリ、大ナル謬ナレトソノ云タルワケハシレタリ、蓋彼ヲ孔孟ノ言ヲ讀テハ仁義慈良ノ意藹然タレトモ、刑政ノ慘刻ヲ見ハ其言ト違フトテカ、ル誹謗ヲナスナリ、孔孟ノ時ニハ申韓ハイマダ生レズ、刑名ノ慘刻ハ孔孟ノ知ザル一也、刑名ハ一流ニテ儒教ニ對シテイフ儒ノ外ナル術也、此ヲ以テ孔孟ヲ誦ルハアマリニ無體ナル一

也、譬ヘハ鐵砲ニテ人ヲ打殺ガアマリ無殘ナリト云テ此ヲ以テ桶中將ノ兵術ヲ誦ガゴトシ、文盲ニ非シテ何ゾヤ。

今世ノ儒者ニモ亦文盲人アリテ、凡唐土ヨリ入來シ法制并ニ書籍ニ載タル一ハ皆善ト思フ心ヨリ神學者ノ誹謗ヲ忿テタマ、一言ニ擊破ラントスレトモ彼ガ謬ノ出處ヲ窮論セズ、且諸ノ法制律令マデモ皆善事也トイフ故、彼又服セズ、水懸論ニナリテ終ニ勝負判レズ、此ハ文盲クラベト云ベシ。

漢世ニ律令ヲ定メシヨリ後、始テ天下ヲ取タル君ハ第一ニ心ヲ用テ修定スル一ニナリタリ、此邦ノ律令モ唐制ニ倣テ修タリ、元來申韓ノ刑名ナレバ善トハ思ハレヌ一ナレド郡縣ノ治世ニテハ無テ叶ハヌワケアリ、モシ先王ノ封建ノ治ナリセバ此ハイラヌモノ也、コノ說甚長シ。

後鳥羽ヨリ今マテ六百歳實數ハ二十餘年アマル。

コノ六百歳ニ後二年ノ數ヲ合セテ大抵千歳ノ間ヲ人皇第四紀ト稱スベシ。

眞淵曰、この御國の大御教ハいと大きに廣けれハ民ハ志らすしておのつからおさまりて一人ノこまかに教ゆとも守る人もなく廣き世に志ぎいたることなし、

元居宣長ハコレヲ祖トシテ更ニイカメンクタイヒ罵レトモ、ソノ趣ハコノ一言ノ外ニ出ズ、ソノ他ノ神學者モ大抵コノ類ニテ別ニ擧テ辨ズルニタラズ、宣長ハ勝心深クシテ茲アル人也、自迂怪ノ論ヲ立テ後ニハ垂加ナドノヤウニ一流ノ祖ト仰ガレントノ大願アリ、故ニ護前ノ意甚シ、諸ノ謬迷迂怪ノ言ハミ

ナコノ勝心護前ヨリ湧出ル也、何事ニヨラズ外國ハ悪シ、日本ハ善ト云フ趣向ト立タル也、是ラハ不直ニ非ヤ、不直ノ人ニシテ直ナル道ヲ廣メント欲ルハ元來無理ナラズヤ、故ニソノ言ハ皆辨スルニタラズ。

かくいへれハ君たる人の民を教ふことハなきなり
さらハもとより大御教てふものハかつてなきことト志らるゝなり、これハ至徳不言之教といふにやあらん、この言ハ五帝紀などにも出たり、禮記にもあり、ミナ老莊の遺臭なるへし、今さらに辨ずへきにもあらずかし、又其いへる大御教のありしとハいつのころをさしていへるにやあらん、もし太古の紀二萬歳の間ならハ傳説もいたりてすくなし、西洲の邊鄙にいまして瑞穂の國を廣く志ろしめしたるにもあらず、はつかなる傳説も迂怪のミにて夢のことくまほろしのことく教に似たることハかつて見へねハ引あけて是非すへきかたなし、もし人皇初紀千歳の間ならハ亂逆も時々おこり篡弒も折々ありて朝廷も安からず、東北の國々ハ域中の蝦夷いまた順服せず、境場（編者註）の戰爭ハ常のことにて時々ハ征討の大戦あり、（又熊襲）の親征度々あり三韓の征あり」四海波靜なる至治の御代ハなし、教てふことハすこしも見へず、この間もいまた文字あらされハミな傳説なめり、傳説ハ虚誕多し、今の

世にても百里を隔たる境の傳説ハ虚誕ハ半也、まいて數百里を隔て千百年を歴たる傳説をや、今ハ傳説ながらも日本紀に據ていふなり、かつて推量の言にあらす、もし第二紀三百歳の間ならハ文字すてにわたりきたれハ時の記録もあるへし、仁徳の御代ハよくおさまりしと後の世までもあふき奉ることなれと登極の前に御兄大山守を殺し給へり、これハ何とやらん篡に似たり、蝦夷の亂に將軍田道戦死のことあり、大役なるへし、宿禰の叛亂あり、季の年に仲皇子の反あり、志かれハこれも至治とはいひかたしや、この次々に安康の篡立、太子を殺し給ふ、其後又大草香皇子を殺し、數年ならずして眉輪の弒にあひ給ふ、雄略この亂をたいらけて更にあまたの皇子を殺し給ふ、こゝにて皇統も絶なんとするにいたる、これも篡に似たり、仁賢の御代に眞鳥の亂あり、武烈ハ暴虐の名高し、この御代に磐井の叛あり、宣化欽明の間に三韓の軍興おほし、用明の季の年馬子ハ穴穗皇子およひ守屋を殺して崇峻帝をたて、數年にして又帝を弒し奉りて例もなき女帝をたてたり、この推古の御代に遣隋使をたて漢法を移し給ふ、推古より後ハ第三紀にあたり、漢法入たれハこの後のことハこゝにいはず。

右に擧たるくさくハミな國家の大動亂なり、國々すこ

しつゝの戦争および境外の小事ハいはす、これ見たまへ漢法いまたわたらぬ前も國ハよくもおさまらざりし、それを大御教ハ教へすして國おのつからおさまるといふ、またこの教にて外夷までもよく順服すと宣長などといふなり、何を證據としていふにやあらん、むかし東北の蝦夷ハ上毛・下毛を境界とす、およそ日本半國といふへし、初紀より第二紀の季まで千三百歳の間王命を受す合戦やむことなし、彼ハ上古よりいつから國をたてたり、時々大軍を起して吞噬するハ彼その國をひろめんとするなり、わか國よりそれを反逆とハいとまことハ反の字ハつけかたし、君臣の禮を定めたることなかりし故なり、もし大御教にて是を順服させなハよき教ともいふへきをさハあらず、三韓の内もはしめおハりわか國に順ひしハ百濟なり、高麗新羅ハ畔服へんぷく常なし、大かたハ畔きかちなり、わか國よりつかはす軍兵ハ常に百濟を救ひて高麗新羅と戦ふなり、わか國の勞弊甚しきことなりかし、などかの大御教にて是ヲ順服させざるや、いかに紙上の談なれハとてこの蝦夷三韓を順服とハよくこそいひけれ、此にてももろくの虚誕ハ志りぬへし、

わか國の風外國までも稱美せしハ百王一姓なめり、まことに外國の人にむかひてほこるへきハ唯この一事なり、

されとまた其中にくきくのことあるへし。

臣子の弑逆ハ其罪一なり、姓の異同にて淺深あることなし、馬子の惡ハ弑のミにて天位を篡ハねハ神學者ハふかくハとかめぬにや、いといふかし、およそ諸皇子の帝太子を弑殺して天位を篡ひたる安康の類ハおなし大惡なり、其皇子の時ハもとより帝の臣なれハなり、これをもふかくハとかめぬにや、篡弑なれとおなし天孫の裔なれハ天位を嗣に難なしと思ふにや、おなし篡弑なれとも異姓の臣ハあしく同姓の臣ハくるしからすといふにや、弑ハすれと篡なきハ其罪淺しといふにや、今凡下の士庶の子弟其宗主を殺して其家を押領志たらハ君臣にあらずとも大罪といふへし、これらをいかゞおもふにや、肩輪の弑逆ハたれもくにくむなり、もしこの亂に志を多て天位を篡ひたらハおなし天孫の裔なれハとて罪とも思ハぬにや、およそ神學者の心はかり量りかたきものハなし、もしかの大御教の效てうにてこの國ハいにしへより天位におきてハ篡弑のことなかりしといひもせはまことにたふとミ奉るへきを、かれらもひたふるにさハゑいはぬそいたハしきや、それさへミたりにかくいふ神學もありと聞なり、何を證據とするにや。

湯武放伐のことハすこしも道理にそむきたることハなけ

れと、この國にありふれぬことなれハ神學者のとにかくにそしるハ無理ならず、もろこしにては後世さま／＼の惡逆人いて來て湯武をかたとなしておのれか惡をかざるものおほけれハ、それをにくむすさまに湯武までをそしる者すくならず、このことハりはいとふかきことにてよく道理をわきまへたる人ならてハ志らぬことなり、またわか國にてハ用なきことなれハ捨て論せず、またそしらぬそよき、神學者にむかひて論すへきことにあらす、かれらはいつまでもこの惑ハとけましきことなれば

(※原本、ここで途切れている)

通考

初紀千歳ノ間

綏靖 コノ帝ハ兄手研耳ヲ殺シテ後二位ニ即玉ヘリ、前二歳ハ紀年ナシ、手研耳天皇ノ年ナルニヤ然ハ篡弑ナルベシ。

崇神 コノ御代天下叛亂大ニ起ル、四道將軍ヲ置テ此ヲ討平ス。

垂仁 狹穂彥ノ反アリ。

景行 熊襲ノ反アリ、親征アリ、日本武ノ討アリ、同ク蝦夷ノ討アリ。

仲哀 元年ノ前一歳ハ紀年ナシ、繼襲ノコトニ何ゾ一亂アリシヤ、コノ帝ハ景行ノ孫ナリ、成務ノ太子ニ非故ニ篡弑ノ疑アリ、蒲見王ヲ殺シテ、熊襲ノ反アリ、親征アリ。

季年崩後神功征韓ノ師アリ。

神功 凱旋ノ時、忍熊皇子ヲ殺シテ、仲哀ノ晩年ニ成長ノ忍熊ヲ捨テ、男女モイマタ別レザル胎内ノ皇子ニ位ヲ傳玉ハンノ意アルベキヤウナシ、然ハ是モモニ似タリ。

第二紀三百年ノ間

應神 季年大山守ヲ殺シテ嗣皇ノ篡ニ似タリ、

仁徳 韓ノ師度々アリ、

蝦夷ノ亂ニ將軍田道敗死ノコトアリ、宿禰ノ反アリ、仲皇子ノ反アリ

安康 コノ帝ハ輕太子ヲ殺テ自立シ玉フ、大草香皇子ヲ殺シテ、

雄略 肩輪ノ亂ヲ誅シテ又アマタノ皇子ヲ殺テ自立シ玉フ、篡ニ似タリ、星川皇子ノ反アリ、

仁賢 眞鳥ノ亂アリ、

繼體 盤井ノ反アリ、

用明 季年守屋ノ亂アリ、

崇峻 馬子ノ弑アリ、コノ次第三紀千歳第四紀六百歳ノ事ハ畧ス。

儒道 陶虞三代先王ノ道 孔孟ノ教 後世百官ヲ分テ文臣武臣吏道ノ三稱アリテ文臣ヲ儒ト云テ

老莊 道家ト云モノハ此ニ屬シテ少異アリ、コノ邦ノ役行者ノ法ニヨク似タルモノナリ。

申韓刑名

釋迦佛道顯法也 龍樹佛道密法也 達磨佛道禪法也

神學者ハコノ分別ヲ知ズ、唯佛佛兩道ト定メテミタリニ誹謗スル故ソノ言ノ節ワカレズ、風犬ノ人ヲ噬ニ士農工商男女ヲ別タルガ如シ、コレヲ辨スル儒者又己ガ修タル學ノ實ニ純粹ナル先王ノ法ナルヤ異端ノ交雜シタルヤヲ自知ズシテ徒ニ彼カ言ニ對シテ喧囂スル故是非蜂起シテ窮極ナシ、ヨク自修メテ後以テ人ヲ治ムベシト古人ノイヘル實ニ違ハヌ也、徂來春臺ハ刑名ノ學ナリ、ロニハ先王ノ道ヲ號レレモゾノ先王ナリヤ、ソノ

他或ハ老莊ヲ雜ヘ或ハ禪法ヲ雜フ、甚キハ釋迦ノ法ヲ雜ルモアリ、神學者ハ淺陋ナル者トイヘ、此方ノ尺ニ枉曲アリテハ彼ヲ正ス一ハナリガタシ、畢竟狐ト狸ト噬相フハカマハヌゾヨキ。

古ノ神道

古例古實ヲ守リテアナガガチニ善惡ヲ問ズ、日輪ニ向テハ軍ヲセヌモノナリ、鄭柳ハセヌト也、ドイテ淺墓ナルトヲ神道ト思タリ、大抵庸儂縵夷ノ例格ヲ守カ如シ、眞儒奴ト云モノ他國ノ奴隷トナリテモ自ソノ國俗ノ例格ヲ守リテ變セズ、紅夷ヲロシヤナドモ各國俗例格アリトゾ、龍樹佛法ヲ雜ヘテイト淺マシキモノナリ、神道ト云ニモトラヌ趣也。

中世ノ神道

中臣祓ヲ根本トシテ老莊ノ無爲ヲ加減シ人情ノ向背ヲ考ヘテワザ立タルモノ也、天和嘉祥ノ比ニヤ始リケシ、ソノ後又數派ニ分レタレドソノ大本一ナリ、或ハ尙書ノ清直精一ナトヲ附會シテコトコトシク云モノ、或ハ中臣祓ハ河上祓除ノ時ノ祝辭ニテ祝史ノ所職也、イト淺キ言ナルヲ籙ニ附會シテ此ヲ吾國ノ道也教也トアガメ崇ブハ擗腹ニ勝ザルコトナリ、古文書ノ傳リタル中ニヨク證据ナキトナレバコソワヅカニ此ニ据テソノ一流ヲ立タケケン、ソノ流ヲ汲人ハ古ノ神道、時ノ言ナリ、ソノ意ヲムカヘテミレバイト淺ク古例ニシクタル也、左モアルベキトニテ道ノ教ノトシク云ベキモノ、アラズ、神學者サマ、附會シタルハ皆違ヘリ。

神國說

何レノ國ニテモ始テ國ヲ關キタル遠祖ノ一ヲ語ルニハ皆天ヨリ天降リシト云、唐土モ天竺モ三韓モ琉球モ匈奴韃靼モ紅毛モ皆然リ、是ハ人ノ常情ナルベシ、カクテ其遠祖ノ系統ハ後ニ皆轉變スル也、唯ワガ日本ノミハコノ系統ヲ堅ク守テ失ハズ、凡何事ニヨラズ神世ノ例トダニイヘバ背ク一ナラヌト云國風ニテ上下一致也、故ニ神國ト稱ス、實ハ顯蒙ナルベシ、百王一世ノ萬々世動キナキモカ、ル風習ヨリ出タル一ナリ、一姓トハイヘドイ

マダ姓ハアラズ、唐土人ノ口ヨリ出タル辭ナレバ精カラズ、又國王無姓ト云シ一モアリシ、木曾義仲ノ暴戾ニシテ我關白ニナラント云シ時ニ、コノ御國ハ神國ニテ藤氏ニ非レバ關白ニハナラヌ例ナリト云人アリケレバサラバト止ケリ、是ハ顯蒙ノ至リ也、上世ニ何ゾ關白ノ號アラシヤ、サレド止タルハヨシ、ヲヨソ昔ヨリ神國トテ崇ブハ皆カ、ル類ノ一也、今ノ神學者イフ様ナルムツカシク深入シタル一ニハ非、眞鳥馬子ナドノ逆臣ニテモ天位ニ誕ヲ流サヌハ皆コノ風習ヨリ出タル一ニテ實ハ天神ノ崇禱ヲ怖ルノミ、唐土ニテイフ畏天命トハ別ノ一也、神國ト云旨趣ハ此マデノ一也、實ニ萬國ニ秀タル善地ト云ガタシヤ、又ソノ神國ノ風習例格ヲ指テ神道ト云ナリ、コノ國ニ別ニ治國ノ妙道アリシト云ニハ非、道ハ道ナリ、人ノアユミユク路筋ナリ、(原本この部分誤アリ) ○○○○……ソモ、唐土ハ文國ニテ文華盛ナルハヨケレト後世ノ僭竊誇張ハ又此ニ因テ甚シキ也、天子袞冕服ヲ被テ屐ヲ負ヒ玉笏ヲ端フシ詔ヲ下シテ朕以(マ)秒之身托于群辟兆民之上膺天之眷命撫斯區宇四夷風靡重譯存茲弊革枉解辦莫弗歡持朕以菲德何用勝之ナドイフ一骨髄ニ徹シテ喜ブ一也、是ヲ羨ム心ヨリヤガテ惡心ノ生ズル一アリ、モシ機會アレバ千辛萬苦ヲ厭ハズ義理ヲ捨テ禍難ヲ犯シテ是ヲ求ントスル也、篡弒ヲスベキホドノ惡人ニモアラヌニヤ、モスレバコノ大惡ニ陥ル、蓋袞冕ノ儀容誇張ニ心動テ我知ラズ惡ニ趨クトミエタリ、盜賊ノ起リタル徒黨多クナレバヤガテ僭號スルニテモ知ベシ、是ハ文華ノ弊ナリ、顯蒙ノ國ハ天子ノ儀容モ華盛ナラズ誇張モナシ、人心ヲ歆動スルニタラズ、人臣タルモノカツテ袞冕ヲ羨ム意ナシ、故ニ

善惡皆ソノ本分ニ止ル、是ハ顯蒙ノ益ナリ、上下皆顯蒙ナリ、
コノ顯蒙ヲ名ヅケテ神國ノ徳ト云傳ヘタルナルベシ、是モ亦顯
蒙ニコソ、

菅猪戸評曰、吾邦尙神其弊也、巫ト云テヨカルベシ、大抵股
ノ風ニ肖タルヲ多シ、鬼神ニ崇ヒ事ヘテ禍福ヲ以テ其民ヲ恐
動スルハ符節ヲ合スガ如シ、モロ／＼ノ事鬼神ニ依托スル風
習ナレハ神國ト云シナルベシ、唯神ヲ尊ヒテ大切ニスルノ意
ナリ、神道ノ教ト云モノ有ニハ非

森列峯評曰昔佛法ノ入來リシト云ハ密法ナリ、密法ハ佛ノ穉
穉ニシテ舊ノ佛道ニ非ス、漢法ノ入來リシト云ハ刑名ナリ、
刑名ハ漢法ノ穉穉ニシテ儒道ニ非ス、コノ兩ノ穉穉ガ最初ニ
入タルヲ此ヲ儒也佛也トテ修施タリシハワガ國ノ顯蒙ナリ、
其穉穉ヲ捕ヘテ儒佛ヲ譏ヘ神學者ノ顯蒙ナリ、佛ハマコトニ
譏テヨケレト穉穉ヲ以テ譏ルハ肯察ヲ失フ、マコトノ佛者ハ
是ヲ聞テ笑テ答ヘズ、儒者豈コレニ對辨セシヤ、然ルニコノ
穉穉ヲ尊奉宗旨トスル浮屠多シ、穉穉ヲ主張スル儒者モア
リ、古ニイハザルヲ牽合附會シテコノ國ノ教ト云モノヲ建
立シタル神學者モアリ、世ハサマ／＼ニコソ、抑穉穉ニモア
レ漢法ヲ傳ヘテ一旦國俗ヲ改タルハヨシ、此ニテソノ前ノ顯
蒙ニシテ文理ナキ姿ヲ知ベシ、此ハ制度文物ニテ云ナリ、サ
テ經傳及諸書籍次第ニ入來レリ、此ヲ讀習ヒヌレバ仁義忠信
ノ教ハ自ラ人ノ心ニ染ベシ、コノ益ハ又廣大ナリ、ソノカミ
マコト三代ノ禮樂文章ノ入來リナバイカバカリ殊勝ナルベキ
ヤト是ノミ殘多ク思ハル、。

〈懷徳堂關係研究文獻提要(一)〉

(1) 論文・松崎 寿「中井竹山ノ草茅危言ニ於ケル
經濟學說」(神戸經濟大學「現神戸大學」經濟學
部・『國民經濟雜誌』5・5・明治四十一年)

この論文は、松平定信に提出した中井竹山の意見書をまとめた「草茅危言」の中から、対外商政および物価についての竹山の独自の考えを考察している。

まず対外商政の面について言えば、中井竹山は当時の貿易で問題となった大量の金銀流出にふれ、通説に反して、金銀流出は惜しむべきことではないが、日常不可欠の資材である銅鉄に対してはその海外流出を深く惜しんでいる。ここから、竹山は外国貿易を有害無益のものと考えた。だが外国貿易は絶対に禁止すべきだという極論を主張するまでには至らない。そこで、銅鉄に代わる輸出品として美濃紙・墨・陶器・人形など各地の特産品をあげている。わけでも第一級の輸出品として勧めているのは、日本で翻刻された『孝経』・『四書』・『五経』・『国語』・『史記』・『漢書』などの書物である。

しかし竹山は、あまり外国貿易が活発化することを喜ばず、内地産でまかなえるものならばその外国品は輸入禁止すべきだと主張する。ここに竹山の保護貿易的な考えを見ることができ

る。

ついで物価の面について、竹山は当時のインフレの原因を考